

第4回対馬市環境基本条例検討委員会会議要旨

1. 開催日時：平成23年5月23日（月）14：00～16：30
2. 場 所：対馬市交流センター 第3会議室

【出席者】

武政会長、西山委員、水崎委員、小嶋委員、細井委員、神宮委員、江嶋委員、寺崎委員、松原委員、長郷委員、山田委員、高木委員、有村委員、日高委員

【欠席者】

大石委員、小島委員、国分委員、比田勝委員、

【オブザーバー】

森淳子、（カガサキ・グリーンニューデール推進室）

【事務局】

平間、荒木、玖須、

【協議事項】

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 協議事項
 - (1) 前回協議事項の確認について
 - (2) 条例検討について
 - (3) その他
4. 閉会

【委員会内容】

- (1) 前回協議事項の確認について
 - ・事務局から前回協議事項についての説明
 - ・前回の協議事項についての委員の意見

内 容

- ・前文も第2条についても、環境の保全の定義に創造が入っていない。
- ・環境の創造というのが、何をすれば環境の創造といえるのか？というのがはっきりしないのでなかなか難しいと思うが、例えば、環境配慮型のほ場整備とか野生動物に配慮した道路に改良するとか、一度ほ場整備をしたところを整備前に戻すのではなく、生き物にも農業にもどちらも配慮したものを作るのが創造と位置づけられるのであれば、創造という言葉を検討してもいいのかなと思う。

内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・生物の多様性の定義について、条文で精査する必要があるのではないか。 ・第3条第1項は、少し文章の意味がとおらないところがある。 ・第3条第2項は、少し言葉の定義がずれているところがある。 	

(2) 条例検討について

- ・事務局から条例についての説明
- ・各条項における委員の意見

条 項	内 容
第4条	定義のしかたで、「環境の保全及び再生」の再生がいらなくなるのではないか。
	「環境の保全」の整理が必要。
第5条	第2項「事業者は・・・努めるとともに」というところを省いてもいいのではないか。
	第1項と第2項で同じ内容のことがあるのでその部分は外してはどうか。
	第2項を簡単にして基本計画で詳しく書いてはどうか
	農業団体で環境と農業を調和するのは非常に難しい。基本計画を農業者に理解をしてもらおううえで、経済を考えた場合に相反することなので、納得をしたうえで協力をしてもらうのは表現として難しいところだ。コスト的に厳しいところがある。例として、産業廃棄物のハウスのビニール関係の処理費用である。長崎に送るので、本土に比べ海上運賃が高いことからコストがかかる。条例の方向性は間違っていないと思うが市民に幅広く理解してもらうには大きな問題ではないかと危惧している。
第9条	(1)(2)をひとつにしてはどうか。
第12条	「措置を講ずるものとする」を「措置を講じなければならない」と置き換えてはどうか。
第13条	「絶滅危惧種等多様な生物の生存」を「絶滅危惧種等多様な動植物の保存」に変えてはどうか。
	生物多様性を保全するための施策をうたってほしい。
第15条	第1項を国の環境基本法第22条第1項※1に置き換えてもいいのではないか。
	1項2項について、基金等の財源はあるのか。15条というよりも第3条か第8条かもしれないが、豊岡市の第5条(5)※2にある環境と経済を両立させて、そのことで環境への保全活動を持続的に進めていくという観点が条例に入ったほうがいいのか。そうすることで、先ほどから議論されている農業者への負担を環境と

条項	内容
第 15 条	経済のどちらでもいいような方策を念頭に置きながら条例にうたっておけば、少しは解決できるのではないか。
第 16 条	「下水道又は」を「生活排水又は」に変えてはどうか
第 17 条	「エネルギー」は何を指しているのか？
第 18 条	文章の整理が必要なのでは。
その他	第 2 条「環境の保全」・「生物の多様性に」については事務局で修正をする。 第 3 条は文章の構成が少しおかしいので、議長と事務局で修正をする。

※1 環境基本法第 22 条第 1 項

「国は、環境への付加を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条例において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。」

※2 豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例

第 5 条（5）

「環境の保全に関する活動と経済活動の共鳴を図ることにより、環境の保全に関する活動を持続的に推進すること」

（3）その他

- ・長崎県環境部より報告。